

成田市建築審査会傍聴要領

令和2年7月29日

成田市建築審査会承認

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市建築審査会運営要領第5条の規定により、成田市建築審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、入場前に住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員等)

第4条 一般席の傍聴人の定員（以下この条において「定員」という。）は、10人とする。ただし、会長は、10人を超えない範囲において、会議の都度、会場の収容人数等を考慮して定員を定めることができる。

2 傍聴を希望する者の数が定員を超えた場合は、先着順とする。ただし、会長が必要と認めるときは、抽選によるものとする。

3 傍聴しようとする者は、傍聴人が定員に満たない場合は、定員を超えない範囲において、会議の開始後においても傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 会長の許可を得ない限り、会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、令和2年7月29日から施行する。